

○警察官昇任試験規程（昭和30年6月7日本部訓令第20号）

[沿革] 昭和32年9月本部訓令第13号、35年7月第7号、9月第11号、41年1月第2号、10月第10号、42年1月第1号、43年4月第10号、44年3月第7号、46年9月第15号、48年11月第27号、53年10月第9号、56年7月第8号、58年4月第5号、59年1月第1号、12月第11号、62年3月第8号、12月第15号、平成元年7月第8号、2年4月第8号、3年12月第22号、4年4月第13号、12月第30号、5年4月第9号、7年4月第13号、8年12月第22号、10年11月第17号、11年3月第6号、6月第14号、18年1月第2号、24年2月第1号、25年2月第4号改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、警察官の任用に関する規則（昭和30年5月奈良県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定に基き、奈良県警察の警察官の階級の職への昇任選考のための試験を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 昇任管理委員会

(組織)

第2条 規則第5条に規定する警察官の階級の昇任試験を行うため、奈良県警察本部（以下「本部」という。）に、委員長1人及び委員5人以上で組織する昇任管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員長には、奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が当たり、委員には、本部の各部長及び本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、昇任試験の実施に際し必要と認める場合は、部外の学識経験者を委員に委嘱することができる。
- 4 委員会に書記若干人を置き、警務部勤務の警察官の中から本部長が命ずる者をもって充てる。書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。
- 5 委員会は、試験を施行するに当たり、専門的技能を有する者を、その補助者に命ずることができる。

(権限)

第3条 委員会は、昇任試験を実施し、合格者を決定する。

(試験結果の処理)

第4条 委員会は、昇任試験の合格者を決定したときには、
警 部
警 部 補昇任試験合格者名
巡査部長

簿（第1号様式）を作成し、合格者には合格証書（第2号様式）を授与しなければならない。

（試験施行の公示）

第5条 委員会は、昇任試験を施行するときには、その日時及び場所その他試験に関し必要な事項を、試験を受ける資格のあるすべての者に知らさなければならない。

第3章 昇任試験

（試験実施期日の決定）

第6条 昇任試験は、必要に応じ本部長が定めるときに行う。

（昇任試験の種類、区分）

第7条 昇任試験の種類は、巡査部長昇任試験、警部補昇任試験及び警部昇任試験とし、それぞれ一般選抜試験、特別選抜試験及び特別専門試験に区分する。

（受験資格）

第7条の2 昇任試験における筆記試験（一般選抜試験及び特別選抜試験にあつては予備試験）の受験資格を有する者は、次の各号に該当する者とする。

- （1）試験日を基準として、別表に掲げる期間勤務した者。ただし、本部長は、必要と認める場合にその期間を短縮し、又は延長することができる。
- （2）柔道又は剣道が初段以上の者（女性警察官にあつては1級以上の者）
- （3）次のいずれにも該当しない者（イ及びウにあつては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条に基づく公務災害の認定を受けた場合における当該事由によるものを除く。）

ア 試験日を基準として、過去1年以内に懲戒処分を受けている。

イ 試験日を基準として、過去1年以内に、傷病により6か月以上実務についていない。

ウ 現に傷病により、奈良県警察職員健康管理規程（平成4年12月奈良県警察本部訓令第30号）第16条第1項の規定による「要療養」、「要軽業」又は「要注意」の指示区分を受けている。

（受験の申出）

第8条 昇任試験を受けようとする者は、本部各課（所及び隊）、警察学校又は警察署の長（以下「所属長」という。）にその旨を申し出なければならない。

（受験者報告）

第9条 所属長は、昇任試験施行の際、所属の警察官で受験を希望するものがあるとき

は、それぞれの受験資格を確認の上、

警 部	一般選抜
警 部 補	特別選抜
巡査部長	特別専門

昇任試験受験者名簿（第3号様式）を作成し、試験実施期日の決定を通知する。

式)を作成し、委員長に報告しなければならない。

(試験の方法)

第10条 昇任試験は、予備試験、筆記試験、口述試験及び術科試験とする。

2 予備試験は、一般選抜試験及び特別選抜試験について行う。

3 一般選抜試験及び特別選抜試験の筆記試験は、予備試験に合格した者及び第10条の3の規定に基づき予備試験を免除された者について行う。

4 口述試験及び術科試験は、筆記試験に合格した者について行う。

(予備試験)

第10条の2 予備試験は、筆記試験の科目について択一式で行う。

(予備試験の免除)

第10条の3 前条に定める予備試験は、本部長が認める者については、免除するものとする。

(筆記試験)

第11条 筆記試験は、次の科目について記述式で行う。ただし、特別選抜試験については、第1号、第2号及び第3号アに掲げる科目並びに第3号イからオまでに掲げる科目のうち受験者が選択した1科目の計4科目とし、特別専門試験については、第1号、第2号及び第3号アに掲げる科目の計3科目とする。

(1) 警察論文(社会常識を含む。)

(2) 法学

刑法及び刑事訴訟法等

(3) 警察実務

ア 警務警察

イ 生活安全警察

ウ 刑事警察

エ 交通警察

オ 警備警察

(口述試験)

第12条 口述試験は、社会常識、法学及び警察実務についての試問等を通じ、その人物及び能力を評定するものとする。

(術科試験)

第13条 術科試験は、次の科目を総合して行う。ただし、警部昇任試験については第2号を除く。

(1) 教練

(2) 逮捕術

(合格基準)

第13条の2 筆記試験、口述試験及び術科試験の合格基準点は、次のとおりとする。

(1) 筆記試験

各科目とも100分の40点以上であること。

(2) 口述試験

各科目の合計点が100分の50点以上であること。

(3) 術科試験

各科目の合計点が100分の50点以上であること。

(合否の決定)

第14条 昇任試験の合否は、受験成績に勤務成績等を考慮して決定する。

附 則

1 この訓令は、昭和29年7月1日から適用する。

2 従前の昇任試験に合格している者は、この規程による昇任試験に合格した者とみなす。

附 則 (昭和32年9月24日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和32年9月24日から施行する。

附 則 (昭和35年7月1日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和35年4月8日から施行する。

附 則 (昭和35年9月2日本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年1月31日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和41年2月1日から施行する。

附 則 (昭和41年10月15日本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年1月25日本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年4月26日本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年9月1日本部訓令第15号)

この訓令は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則 (昭和48年11月5日本部訓令第27号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年8月24日から適用する。

(経過規定)

- 2 この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附 則 (昭和53年10月6日本部訓令第9号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

- 2 この訓令の改正前に施行された昇任試験に合格している者は、この訓令による一般選抜試験に合格した者とみなす。

附 則 (昭和56年7月20日本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年1月10日本部訓令第1号)

この訓令は、昭和59年3月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月6日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和59年12月6日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附 則 (昭和62年3月30日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月17日本部訓令第15号)

この訓令は、昭和62年12月18日から施行する。

附 則 (平成元年7月20日本部訓令第8号)

この訓令は、平成元年7月20日から施行する。

附 則 (平成2年4月11日本部訓令第8号)

この訓令は、平成2年4月11日から施行する。

附 則 (平成3年12月25日本部訓令第22号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成3年12月25日から施行する。

附 則 (平成4年4月28日本部訓令第13号)

この訓令は、平成4年4月28日から施行する。

附 則 (平成4年12月28日本部訓令第30号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日本部訓令第9号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月24日本部訓令第13号)

この訓令は、平成7年4月24日から施行する。

附 則 (平成8年12月17日本部訓令第22号)

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年11月27日本部訓令第17号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月5日本部訓令第6号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月17日本部訓令第14号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月12日本部訓令第2号)

この訓令は、平成18年1月12日から施行する。

附 則 (平成24年2月20日本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年2月20日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日本部訓令第4号)

この訓令は、平成25年2月26日から施行する。

(別表等省略)